

Web 3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会 開催要綱

1 目的

メタバースの利活用や、Web 3の市場が拡大しつつある中、メタバース等の仮想空間の利活用に関して、利用者利便の向上、その適切かつ円滑な提供及びイノベーションの創出に向け、ユーザの理解やデジタルインフラ環境などの観点から、様々なユースケースを念頭に置きつつ情報通信行政に係る課題を整理することを目的として、有識者による研究会を開催する。

2 名称

本研究会の名称は、「Web 3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」とする。

3 研究事項

- (1) メタバース等の利活用における利用者利便の向上に関連する事項
- (2) メタバース等のユースケース毎の利活用における課題整理に関連する事項
- (3) メタバース等の利活用拡大が、デジタルインフラ、社会経済活動、利用者等へ与える影響
- (4) (1) から (3) に掲げる事項のほか、新たな時代のメタバース等の利活用に関連する事項

4 構成及び運営

- (1) 本研究会は、総務省情報通信政策研究所長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本研究会には、座長を置く。座長は、研究会構成員の互選により定めることとする。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (7) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本研究会の会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (2) 本研究会の会合において配付した資料については、原則として総務省のWebサイトに掲載し、公開する。ただし、資料を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益又は公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。

(3) 本研究会の会合であって、非公開とするものについては、原則として、その終了後に、議事要旨を作成し、総務省のWebサイトに掲載し、公開する。

6 開催期間

本研究会の開催期間は、令和4年8月から令和5年7月頃を目処とする。

7 その他

本研究会の庶務は、情報流通行政局参事官の協力を得て、総務省情報通信政策研究所調査研究部が行う。

Web 3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会 構成員

雨宮 智浩	東京大学大学院情報理工学系研究科	准教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部	教授
出原 立子	金沢工業大学情報フロンティア学部	教授
栄藤 稔	大阪大学先導的学際研究機構	教授
大屋 雄裕	慶應義塾大学法学部	教授
岡嶋 裕史	中央大学国際情報学部	教授
木村 朝子	立命館大学情報理工学部	教授
小塚 莊一郎	学習院大学法学部	教授
是津 耕司	情報通信研究機構ユニバーサルコミュニケーション研究所 統合ビッグデータ研究センター	研究センター長
塚田 学	東京大学大学院情報理工学系研究科	准教授
仲上 竜太	日本スマートフォンセキュリティ協会技術部会	部会長
増田 雅史	森・濱田松本法律事務所	パートナー
安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科	教授

(五十音順)

オブザーバー

内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官
個人情報保護委員会事務局 参事官
金融庁総合政策局イノベーション推進室 課長補佐
デジタル庁統括官付 参事官
経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課 課長補佐 (産業戦略担当)
国土交通省都市局都市政策課 課長補佐